

農業振興地域整備計画を策定しています

(問) 農林振興課農業経営係 ☎ ②7090

農業振興地域整備計画（農振整備計画）は、優良な農地を確保・保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施するために定める総合的な農業振興の計画です。

現在、大崎市として初めてとなる農振整備計画の策定を進めています。新しい計画は、平成二十三年度の完成を目指しています。

農用地区域とは

大崎市では、農業の振興を図るために優良農地として守つていく必要があると思われる農地を「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて、農業振興地域の農用地区域に指定しています。これを略して「農振農用地」と呼ぶこともあります。

農用地区域は、農地の整備・改良等に対して各種補助事業が受けられ、また売買、贈与などの際には税制上の優遇が適用されますが、農業以外の目的での利用が制限されています。

認知症でも安心して暮らせる地域を目指して

■高齢者福祉

大崎市では、昨年、市内の一地区をモデル地区として、「認知症実態把握調査」を実施しました。

この調査は、認知症または認知症になる心配の高い人が潜在する割り合いを調査し、認知症に対する正しい理解の普及啓発を図り、認知症になつても安心して暮らせる地域づくりを推進することを目的に実施したものです。

■認知症有病率

対象者百六十四人のうち十六人（九・八%）の人が認知症、九十九人（六・四%）の人が軽いもの忘れ（境界状態）という結果でした。

農用地区域には要件があり、次の要件をすべて満たす必要があります。
 ①農用地区域以外に代替する土地がないこと
 ②農用地区域内の農用地の集中化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障がないこと
 ③農用地区域内の農業経営者に対する農用地の利用集積に支障がないこと
 ④農用地区域内の土地改良施設の機能に支障がないこと

農用地区域に設定される土地は、農業上の用途が定められています。土地ごとに「農地」「採草放牧地」「混牧林地」「農業用施設用地」に区分され、これらの用途区分内での用途区分に変更します。

農用地区域に設定されている土地は、あらかじめ土地の所有者などから要望調査を実施しては、新たな農用地区域を設定されています。新しい計画の策定に当たっては、関係団体と協議して、現在設定されている農用地区域から除く農振除外と、農用地区域に加える編入および指

可申請をする前に、農用地区域の除外の手続きが必要となります。
 この「農業振興地域における農用地区域からの除外」のことを略して「農振除外」と呼んでいます。

編入について

農用地区域に設定されていない土地で、今後、長期にわたり農業上の利用を確保したい土地を農用地区域に編入します。

用途区分の変更について

定されている用途区分の変更について検討を加え、新たな農用地区域を設定します。

要望調査の実施

要望調査は意見書の提出により実施します。
 農用地区域から除外（農振除外）、編入および用途区分の変更について意見がある人は、期限までに農林振興課、各総合支所産業建設課（鳴子総合支所は観光建設課）に備え付けの用紙に記入して提出してください。

意見書を提出できる人は、当該農地の所有者または使用者貸借による権利などを有している人に限られます。

※農振除外などには要件や

基準があります。また、それらの要件や基準を満たしても審査の過程および関係団体との意見調整や協議によっては、申し出した土地が農振除外などされるとは限りません。
 現在の農用地区域に指定されているかどうか分からなければ、確認したい土地の所在（字名・地番）を明らかにしたうえ、農林振興課、各総合支所産業建設課（鳴子総合支所は観光建設課）へお問い合わせください。

意見書の提出期限

十月二十九日（金）

農用地区域の設定基準

次の基準を満たした土地が農用地区域に設定されます。また、農用地区域に設定されている土地は、農地・採草放牧地・混牧林地・農業用施設用地のいずれかの用途区分に指定されます。

- ①集団的に存在する農地
- ②ほ場整備やかんがい排水事業といった土地改良事業などが実施された土地は、事業完了後八年を経過していること
- ③上記①②の土地の保全または利用上必要な施設に係る土地
- ④上記①②の土地に隣接する農業用倉庫などの農業用施設用地
- ⑤農業の振興を図るために、農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地

国勢調査が実施されます

■統計調査

(問) 市政情報課統計係 ☎ ②5091

国勢調査は、わが国に居住しているすべての人を対象として、五年ごとに実施される最も重要な統計調査です。

調査の対象となるのは、十月一日現在の居住場所に引き続き三ヵ月以上住んでいる人、または三ヵ月以上住む予定の人で、住民登録の有無は関係ありません。

このため、住民登録をしないで住んでいる単身赴任や学生の人、病院に長期入院している人も、十月一日に居住している場所で調査を受けることがあります。

なお、調査員は、身分を明確にするために「国勢調査員証」と「調査員腕章」を身に付けています。

また、国勢調査で集められた個人情報は、統計データの作成だけに利用され、ほかの目的には一切使われることはありませんので、調査票は正確に記入してください。

大崎認知症フォーラム

「地域で支える認知症」

認知症を正しく理解し、安心して生活できる地域づくりを進めるためのフォーラムです。

日時 9月23日(木)
13:00開場 14:00開会

場所 大崎市民会館

第1部 14:00～15:00

特別講演『認知症を理解しよう』

岩手医科大学神経内科・老年科
准教授 高橋 智氏

第2部 15:10～16:10

地域で支える認知症

～大崎市の現状は 使用できる資源・システムは～

①『大崎市の認知症医療の現状と課題』
大崎市医師会理事

旭山病院院長 近藤 等氏

②『大崎市の高齢者福祉サービスの利用について』
大崎市高齢介護課

入場料 無料

主催 大崎市医師会・エーザイ株式会社・ファイザー株式会社

問い合わせ 高齢介護課地域支援係 ☎ 23-2511

10月1日は
国勢調査の日です

2010 国勢調査